

2026年度一橋大学法科大学院入学者選抜試験 法学論文試験問題

民 事 法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法の配点比率は、1：1：1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

民法 第1問

以下の【事実】を読んだうえで、(1)～(2)の各問い合わせに答えなさい。

【事実】

Aは、書籍の出版及び販売を目的とする株式会社である。2021年1月17日、Aの代表者は、取引先である印刷会社Bの代表者から懇願され、1年後に返還する約束で、事業資金として2000万円をBに貸し渡した。Aは、これによる貸金債権（以下「本件債権」という）の担保としてBが所有する甲土地に抵当権の設定を受け、同月20日、その旨の登記（以下「本件登記」という）がされた。2030年3月25日、Cは、Bに1000万円を貸し渡し、やはり甲土地に抵当権の設定を受け、同月27日、その旨の登記がされた。同年4月2日、Cは、Aに対して本件登記の抹消登記手続に応じるよう求めた（以下「本件請求」という）。

* (1)～(2)はそれぞれ独立の設問である。もし必要があれば場合分けをすること。

(1) Cは、AのBに対する貸付けがAの目的外の行為であり、本件債権は無効であるとして、本件請求をしたとする。この請求は認められるか。

(2) Cは、本件債権が時効により消滅したことをBの代わりに主張するとして、本件請求をしたとする。この請求は認められるか。

民法 第2問

(1)～(2)の各問い合わせに答えなさい。

* (1)～(2)はそれぞれ独立の設問である。もし必要があれば場合分けをすること。

(1) Aは、Bが所有する甲建物を、賃料月額12万円でBから賃借し、甲建物の引渡しを受けた。Aは、音大生で楽器の演奏をすることから、Bの承諾を得て甲建物のリビング内に広さ3畳の防音室を作った。防音室から直接屋外に出る方法はない構造になっており、防音室を撤去するには過大な費用がかかる。A B間の賃貸借契約の期間満了による終了時に、AはBに対して、防音室設置にかかった費用100万円の支払を求めた。防音室が設置されたことにより甲建物の資産価値は50万円上がった。防音室の所有権が誰に帰属するかを明らかにした上で、AのBに対する請求が認められるかどうかを論じなさい。

(2) (1)の紛争解決後、Cが、Bが所有する甲建物を、賃料月額15万円でBから賃借し、甲建物の引渡しを受けた。Bが死亡し、Bの子であるD・EがBの財産を相続し、遺産分割の結果、Dが甲建物を取得することになった。Bの死亡から遺産分割まで1年かかり、その間の賃料(180万円)は、EがCから直接支払を受け、現金で自宅の金庫に保管していた。DはEに対して、甲建物を遺産分割により取得したことを理由として、180万円の支払を求めた。この請求が認められるかどうかを論じなさい。

民事訴訟法

甲土地を所有する X は、Y1 との間で甲土地を賃貸する契約（以下、「本件土地賃貸借契約」とする。）を締結した。Y1 は甲土地上に乙建物を建築して、自らその一部を店舗として利用するとともに、Y2 にも建物の一部を賃貸していた。本件土地賃貸借契約の期間が満了したにもかかわらず、Y1・Y2 は甲土地から立ち退こうとしなかった。そこで、X は Y1 に対して、(a)甲土地の所有権に基づき、乙建物の取去及び甲土地の明渡しを求めるとともに、(b)甲土地の明渡しまでの賃料相当額の損害賠償の支払を求める訴えを、Y2 に対しては、(c)乙建物からの退去及び甲土地の明渡しを求める訴えを併合して提起した。Y1 は口頭弁論に出頭して、X との間では本件土地賃貸借契約の更新がなされており、依然として Y1 には甲土地の占有権原がある旨主張して、(a)(b)をいずれも争ったが、Y2 は答弁書を提出することなく口頭弁論を欠席した。

以上を前提に下記の設問に理由を付して答えなさい。各設問は独立したものとして取り扱うこと。

- (1) 裁判所が、Y1 の反論に理由はなく Y1 が依然として甲土地を不法に占拠し続けていると判断した場合、(b)についてどのような判決を出すことになるか。
- (2) 裁判所は Y1 が提出した証拠書類から、本件土地賃貸借契約の更新はされており、Y1 には依然として甲土地の正当な占有権原があるため、(a)(b)にはいずれも理由がないと判断した。裁判所は(c)についてどのような判決を出すことになるか。